



## ～弁護士の女房のつづき～



昨年からの「コロナ禍」で家の片付けが進んでいるという話を耳にします。我が家とはいうと、なかなか片付けに手がつけられず普段見えないところにモノを押し込んで私は見ないふりをしていました（苦笑）。子ども4人の6人家族。上3人の子どもたちは家を離れたとはいえ、まだ相当なモノ（おもちゃ・洋服・文具・本・雑貨など）がおいてありました。「いつかそのうちに仕事を休んでゆっくりやるわ。だって私は忙しいから・・・」これが私の心の中の言い訳でした。▲昨年12/31のことです。買い物やら親戚の家に挨拶に行くため朝から母と出かけ昼過ぎに帰宅すると、何と夫による片付け（断捨離）が始まっているのではないですか。部屋はもちろんぐちゃぐちゃ。「まずい。私がやろうと思っていたのに・・・『あんたがしないからね～』と私のだらしなさをまた言われるかな・・・。でも、何も大晦日の忙しい時にしなくてもいいのに・・・」頭の中には夫への不満の気持ちが浮かびました。私はゆっくり料理をするつもりだったのです。自分の計画が勝手に潰されイライラしながらも仕方なくリビングを片付けました。2階の見ないふりをしていた子どもたちのモノは、夫によって大袋に押し込められ廊下を占拠していました。▲正月も過ぎて気持ちが落ち着いた日曜日。大袋を開封して中身の分別作業をしました。おもちゃは燃えるゴミ。衣類は資源の袋に・・・。でも、分別しながら子供たちの幼く可愛かったころの顔や、声、出来事などが次々に浮かんで来て手を止めることがしばしばで、袋から取り出し我が家に残留の物もありました。物は思い出でもあります。子どもたちが小さい頃にきていたパジャマが出てきました。これは私の母が縫ってくれたもの。「この婆ちゃん作の愛情パジャマは永久保存にします。君たちに子どもが生まれたら着せてね♡」ラインで子供たちに送信しました（笑顔）。

この日は3人の子どもたちから競うように料理の写真が送られてきました。

左から長男（辛麺）、長女（酢豚）、次女（油淋鶏）、私よりも凄いかもです!?



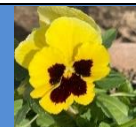
樫八重総合法律事務所（法律・税理） 通信No.27 令和3年冬号

880-0805 宮崎市橋通東 4-1-27 小村ビル 6階 Tel:0985-27-2558 Fax:0985-27-2669

E-Mail: [kashiyae-lawoffice@office.made.ne.jp](mailto:kashiyae-lawoffice@office.made.ne.jp) 営業時間 9:00～18:00

# Kashiyae news

2021年  
冬号



## 葉牡丹（はぼたん）

縁起の良い植物として、お正月の寄せ植えなどに昔から使われてきました。花言葉は「祝福」「慈愛」「愛を包む」「物事に動じない」。「慈愛」「愛を包む」は、中心の花（赤ちゃん）を包み込む葉っぱに由来していると言われています。

コロナが一日も早く終息し、この葉牡丹にあやかって今年が縁起の良い年になってほしいものですね。





## お役立ち情報室



### 法務 公正証書

遺言書などで公正証書作成はよく耳にします。公正証書にするのとどのようなメリットがあるのでしょうか。また、デメリットはどのようなものなのでしょうか。今回は公正証書について探ってみます。

#### 公正証書とは

公正証書とは、当事者に依頼されて第三者である公証人が作成した文書のことです。公文書として扱われるため、証拠力の高いものになります。公正証書は、公証役場にて作成します。公証役場には公証人と呼ばれる公正証書の作成者がいます。公証人は、法律実務に詳しい裁判官や検事を退任した人になることが多いので、法的に有効的な文書が作成できます。宮崎県内の公証役場は、宮崎市（宮崎公証人合同役場）・都城市（都城公証役場）・延岡市（延岡公証人役場）・日南市（日南公証人役場）の4ヶ所になります。

#### メリット

##### ① 証拠力の高さ

公正証書はしっかりとした手続きのもとに作成され、公証人の前で読み上げられ、意思確認もされていますので、非常に高い証拠力と言えます。仮に裁判所で争われてもしっかりとした証拠として扱われますので、後の争いを回避することができます。

##### ② 安全性の高さ

公正証書は、原本が原則20年間保管されます。また、紛失しても再発行が可能です。作成の際は、公証人がその内容が法律などに違反していないかを事前にチェックします。

##### ③ 強制執行が可能

公正証書に「執行認諾文言」というものを記載しておけば、判決と同様の力があるので、裁判をしなくても差し押さえができます。例えば、お金を貸した相手が返済をしてくれない場合、普通の契約書の作成であれば、裁判を

経なければ強制的に財産を押さえることはできません。また、裁判自体に時間がかかります。しかし、公正証書契約書であれば、いざというときに裁判をしなくても財産の差押えをすることができます。

#### デメリット

##### ① 手続きに時間がかかる

公正証書を作成するには、証人を捜し公証人と打ち合わせをする、などの時間を要します。

##### ② 手続きに費用がかかる

公正証書を作成するには、公証人の手数料が必要となります。また、公証人は証書の文言は作成してはくれません。自分であらかじめ文言を考えるか、弁護士や司法書士、行政書士に依頼して文書を作成してからの公証役場での作成になります。

#### 公正証書により以下のようなものが作成できます

- ・遺言（公正証書遺言）・・・亡くなった後の財産の相続など
- ・離婚（離婚給付等契約公正証書）・・・養育費・慰謝料・財産分与の取り決めなど
- ・賃貸借契約（定期建物賃貸借・普通借地権・一般定期借地権・事業用定期借地権など設定契約書は公正証書によらなければなりません）
- ・任意後見（任意後見契約公正証書）・・・十分な判断能力があるうちに、将来自分が判断ができなくなった場合に備え、自分で選んだ代理人に自分の生活、療養、財産管理などに対する事務について代理権をあたえるもの
- ・金銭貸借など（金銭消費貸借公正証書）・・・お金の貸し借りや返済の約束事。
- ・尊厳死宣言（延命治療をしない旨の宣言）
- ・定款認証（会社や法人の設立の際の定款は公証人に認証してもらわなければなりません）
- ・私文書認証（その文書の真正な成立、すなわち作成文書が作成名義人の意思に基づいて作成されたことの証明）
- ・確定日付（その文書の日付を確定し、文書がその確定日付の日において存在したことを証明します）

公正証書作成には時間と費用がかかりますが、その後の安心や安全性には高いものがあります。重要な書類はぜひ公正証書で作成してください。